

広島県告示第三百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
自然現象の種類	原因となる自然現象の発生原因		
矢賀一丁目 (五五)	崩壊 急傾斜地の	広島県広島市東区矢賀一丁目及び同市東区矢賀三丁目地内	土砂災害警戒区域
矢賀支川(九) (二二)	土石流	表区域 示の	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	矢賀一丁目 (五五)	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
	崩壊 急傾斜地の	原因となる自然現象の発生原因	土砂災害特別警戒区域
	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で政行進災域の 定令に害等土砂二示 め第_関防に害等土砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。